

広島県における小作料統制令第六条事件について

坂 根 嘉 弘

一、はじめに

本稿の課題は、小作料統制令第六条の運用実態を広島県の事例を通して検討するとともに、第六条の私法上の効力をめぐる問題を考察するところにある。小作料統制令は、国家総動員法にもとづき一九三九年十二月六日に公布、十二月十一日から施行された⁽¹⁾。本令の目的は、漸騰しつつあった小作料を一九三九年九月十八日で固定化し、不当に高い小作料については積極的に引下げ小作料の適正化を図ろうというものであった。具体的には、第三条は小作料の引上停止規定であり、小作料の額、種別、率、減免条件を一般物価と同様に一九三九年九月十八日におけるそれに固定化するというものである。第四条と第六条は小作料適正化・小作料引下命令の規定であり、第四条は、市町村農地委員会が必要と認めるときは、

地主小作の合意の下に、当該市町村の農地について小作料を引下げ、減免条件等を変更することができるというものである(第四条実績)。第六条は、地方長官が小作料額等につき著しく不当と認めるときには貸主(地主)に対して小作料の引下げや減免条件等の変更を命じることができるというものである(第六条実績)。本稿では、このうち広島県における第六条発動事件を取り上げ検討したい。最初に、広島県の第六条事件を分析することの研究史上の意味について述べておきたい。

そもそも小作料統制令についての運用実態分析はほとんど進んでいない。確かに、『農地制度資料集成』(以下、『集成』とする)第十巻には小作料統制令についての基本資料が掲載されているのであるが、その中心は小作料統制令の目的・内容や政策立案・立法過程についての諸資料であり、実際の運用状況についての資料類は極めて限られている。『集成』第

十卷には、第六條実績について、農林省農政課『小作料統制令第六條適用事例』（一九四三年八月）と農林省農政課『小作料統制令第六條發動状況』（一九四三年七月末日現在）が掲載されており、全国的な概観が得られるのであるが、これだけではとても十分とはいえない。第六條が実際にはどのような運用状況であったのか、政策実施にあたってどのような問題が生じたのかなどが十分には把握できないのである。このような研究状況を克服するには、第六條事件の個々について具体的事実を積み重ねていくしかないであろう。本稿は、そのような作業の一つでもある。

小作料統制令第六條發動には、一定地域の全小作地を対象とする場合と数人から数十人の特定の個別地主に対して小作料引下命令を発する場合とがあった。農林省では、前者を「一般的引下命令ノモノ」、後者を「個別的引下命令ノモノ」と呼んでいた。「一般的引下命令」は、秋田県と和歌山県で実施された。「個別的引下命令」は、六道県八件の命令發動があった。「個別的引下命令」の八件は、すべて第四條小作料適正化事業に不同意の個別地主に対する命令發動であった。⁽⁴⁾ 広島県の第六條事件（命令發動一九四二年二月二五日）は、受命地主数二名、関係面積一・二・四一二反と第六條事件のなかでは規模が小さかったのであるが、しかしながらその持つ意味は大きかった。広島県の事件は、第六條事件では唯一訴訟になった事件で、第六條命令發動手続きや第六條命令の私法上の効力についての司法判断が求められた事件であつ

た。その意味で、この事件は、他の第六條事件と違い重要な意義を担っていたのであり、地主の強硬な対応やそれへの行政の対応、第六條の司法判断など、第六條をめぐる諸問題を考察するのに格好の事件であった。本稿で、特に広島県の第六條事件を取り上げる理由はここにある。もちろん、この広島県の事件を分析した先行研究は皆無である。

本稿では広島県における第六條事件について具体的事実を明らかにすることが課題となるのであるが、本稿の分析資料上の特徴は、その基礎資料として小作料統制令第六條についての農林省農政局農政課の行政資料（農林水産省所蔵。以下、農林省文書とする）を使用した点である。この農林省文書は、『集成』には掲載されておらず、これまで研究には利用されなかったことのない新資料である。本稿では、この農林省文書を基本に、一連の判決文、地方新聞（中国新聞）などを用いて事件の解明を行った。⁽⁵⁾

二、事件の経過

(1) 小作料適正化事業の実施

以下、少し長くなるが事件の経過をみておきたい。⁽⁶⁾ 事件の舞台となるのは、広島県御調郡今津野村である。農家戸数二六〇戸、農地面積一六五町歩余、小作地率二七％の農村であつた。⁽⁷⁾ 今津野村では、広島県の指導のもと、小作料統制令第四條による小作料適正化事業を実施することとなり、まずは常

置農地委員八名に加え十名の臨時委員を選任した。それを踏まえ、一九四一年十月二十五日、県主催の小作料統制令趣旨普及講演会を今津野村で開催し、同講演会終了後、農地委員座談会を開き、小作料適正化事業実施を決定した。県は村の要請により門馬新三小作官補を派遣した。小作官補は諄々として増産と小作料改訂の必要を説き、村民は齊しく増産の趣旨や小作料改訂の必要を認識した、という。その後、村内小作地の作柄、等級などの調査を行い、十一月十二日には再び門馬小作官補に来村を求め、村農地委員会を招集し、小作料改訂の大綱たる基準表を熟議の上決定した。その後、農地委員による実地踏査を行い、調査書を作成し、十一月二十七日村農地委員会で各筆毎の改訂小作料を決定、十二月一日小作料改訂認可申請書を知事宛に提出した。それとともに、十二月五日より十二日間、改訂小作料を関係者に縦覧し、村内外の地主に農地委員会の決定した改訂小作料に同意するように口頭または文書で通告した。十二月二十三日には、申請書どおり県知事の認可を得、一九四二年二月三日広島県告示第九十五号として公示された。村では、知事の十二月二十三日付認可指令書を十二月二十七日に受取り、即日村役場で掲示を行った。以上により、今津野村では、一九四一年産米より改訂小作料を適用することとなった。

ここまでは、広島県における他地域の小作料適正化事業の経過と大差不い。県の指導のもとに事業が推進されていること、県から係官が派遣されていること、講演会終了後に座談

会などを開催し事業実施を決定していることなど、広島県の通常の小作料適正化事業と同様である。ただ、事業実施決定から県知事の認可までが、わずか二ヶ月と極めて短いのが特徴である。一九四一年産米から適用するために、十二月までの事業完了を目指したためと思われる。このような場合は田植終了後（初夏）から事業に着手するのが普通であるが、本村の場合には着手がかなり遅れていた。理由は不明である。その代わり、小作地調査と改訂小作料決定が極めて迅速に行われている。小作料適正化事業では、改訂小作料について当事者の事前の合意が重要になるのであるが、それが拙速に行われた場合、往々にして改訂小作料に同意しない地主を生むことが多かった。本村の場合も、不同意地主を生むことになった。

(2) 小作料統制令第六条命令発動

一九四一年十二月五日から十二日間、改訂小作料に同意するように関係者に求めたところ、対象地主はほとんどが改訂小作料に同意したのであるが、御調郡市村のA、同妻B、Aの隣人Cの三名のみが同意せず、事件が発生した。Aは一九四一年十二月八日付内容証明郵便で決定不服を理由とする異議申立を行った。Aの小作人Dは一九四一年産米（改訂小作料）を産業組合に持ち運び、入庫票を受け取り、それをAの自宅に持参したが、Aはこれを受領しなかった。いま一人の小作人Eについては、十二月二十三日、Eが持参した一九四

一年分小作料を改訂小作料で受領した。Aは、一九四二年一月二十三日、小作人Dに対し、二月三日には小作人Eに対し、それぞれ旧小作料（Eに対しては旧小作料との差額分）の支払いを求め、尾道区裁判所に提訴したのである。一九四二年二月四日、今津野村では村農地委員会を招集し、支払命令に對する異議申立及び小作調停申請を行うことを決定した。被告兩名は二月五日にそれを実行した。小作調停を申し立てたのは、訴訟の進行を一時的に停止させるためであつた。

第六条による不同意地主への小作料引下命令発動は最後の手段であり、その命令発動までの不同意地主への説得は農林省も重視しており、この事件でもその後村農地委員と小作官補による説得が行われた。二月十七日には交渉役選ばれた農地委員三名がA方へ行き、円満承服するよう情理を尽くして勧告したが、Aは民法上の「契約の自由」に固執して一歩も譲らなかつた。続いて門馬小作官補もAを訪ね、小作料統制の趣旨や必要性を説示し了解を求めたが、「契約の自由」を主張し譲らなかつた。門馬小作官補の「復命書」によると、Aの不同意理由は、「従来ノ小作料ハ地主小作人合意ヲ以テ農地ノ価値ニ応ジ決定シタルモノニシテコノ当事者間ノ契約ハ第三者タル農地委員会ノ干渉ニ依リ増減サルベキモノニ非ズ契約自由ノ原則ハ国民ノ權利トシテ国法ノ認ムルトコロナリ」ということであつた。Aの説得が困難とみた村農地委員会は、第六条による小作料引下命令発動を知事に申請し、それを受け知事は、二月二十五日、A・B兩名に対し小作料引

下命令を発したのである。¹¹ その間、小作調停作業が、関係者をまじえ、尾道区裁判所判事、門馬小作官補、小作調停委員、農地委員長などで行われたが、ひたすら民法上の「契約の自由」を主張するAにはまったく馬耳東風の如くであつたという。調停も不調に終わった。

なお、門馬小作官補の「復命書」は、不在地主Aについて、以下のように報告している。A（当時五〇歳）は、御調郡津戸村出身で、事件当時は土管斡旋等を業としていたが、従前は肥料商を営んでおり、それを基盤に土地を集積した。妻B（当時四九歳）は御調郡奥村出身で、以前に弁護士宅の家事使用人であつたため、その間民法等を聞きかじつたものらしい。現在は御調郡市村に住み、数万円の財産を有し中流以上の生活をなしている。居村市村の小作料適正化事業にも反對しており、村の交際や団体的行事にも参加せず、自己の不利益には権益擁護として反對している。門馬がAに第六条発動の説明をし、事前に諒解するほうが得策である旨を説いても「如何様ニ相成ルトモ行ク所迄行カント称シテ話ニナラ」なかつた、という。¹²

（3）裁判

調停が不調に終わり、一九四二年三月二十五日に公判が開始され、三月三十一日に尾道区裁判所において被告小作人側勝訴の判決申渡がなされた。¹³ 裁判では、原告Aは農地の賃貸借契約の変更は苗代時期であることなどの慣習を主張し（今

回の小作料改訂はその慣習に違背していること、また小作料改訂や知事による減額命令も原告が同意しない限り無効であり、民法上の契約自由の原則に基づき当事者間でなした額に従うべきことを主張した。判決では、知事が命令を發した改訂小作料は九・一八価格と同様に統制されたものと見なされるべきものであり、原告はこれに服従する義務があるとし、契約の自由や慣習は國家總動員法や小作料統制令に反しない範圍内で効力を生ずるとした。しかし、Aはこれを不服としてさらに控訴した。

控訴審は五月四日、五月二十六日、七月十三日の口頭弁論をへて、九月二十五日に控訴棄却の広島地方裁判所判決が申し渡された。控訴人は新たに、第六條発動に際して知事が広島県農地委員会の意見を聴かなかつたことを問題にし、小作料減額命令の無効を主張した。小作料統制令第八條によれば、第六條命令発動に際して道府県農地委員会の意見を聴くことになつていたのであるが、実は、本件の場合、知事は県農地委員会の意見を聴いておらず、事後承認の形となつていた。⁽¹⁵⁾

この点について広島県地方小作官前五三郎は、県農地委員会は毎年二回ぐらい開催するのが通例であるが、その間絶えず發生する事案中、急を要する事案については臨機に知事において措置することの了解を県農地委員会から得ており、本件もこの了解に基づいて処理した、と弁明していた。⁽¹⁵⁾ しかしながら、第六條発動については、農林省は当初より慎重なる運用を求めており、かつ他の第六條発動事件の場合、いずれも

道府県農地委員会の答申を得ていることをみると、本件の場合、手続き上問題があつたことは否定できない。⁽¹⁶⁾ 判決では、第八條は引下命令をなす場合の單なる諮問手続きに過ぎず、その手続きを経っていないからといって無効の行政処分にはならないとし、さらに第六條命令については契約關係を直接変更すべき形成的効力を有するものではなく、單に小作料減額などの合意をなすべき小作料統制令上の義務を負っているに過ぎないとした上で、むしろ正当な理由なくしてそれに合意しないときは國家總動員法の犯罪事實を構成する、としたのである。

Aはさらに上告し、一九四二年十二月十六日には上告棄却の大審院判決が言い渡された。上告理由として、第八條手続きの点やその他手続き上の欠陥などを法律上失当にあたるなどとしていたが、いずれも大審院の採用するところとならなかつた。なお、県農地委員会による本件第六條発動の承認は、発動から一年以上のちの一九四三年三月十五日であつた。⁽¹⁷⁾

(4) 臨時農地等管理令第八條による裁定

Aの提訴にまで及んだ強硬な態度に対して、Aの所有地を耕作する今津野村の小作人は、その小作地をすべてAに返還した。Aは今津野村農地委員会に対して返還耕地の他の小作人による耕作方を申請したが、申請書には耕作諸条件の明示がなかつたため、一九四二年五月二日の村農地委員会では、条件の不明は後日の紛争になるとして申請に応じがたき旨

を回答した。その後、返還耕地についてはAから地目変換申請書が尾道税務署長宛に出されたようであるが、このあたりの詳細は不明である。いずれにしても係争農地については、一九四二年度は耕作されないまま休閑地となった。

しかしながら、戦時下で不耕作地がでることは食糧増産の国策上ゆゆしき事態であった。翌一九四三年七月十九日、県知事は臨時農地等管理令第八条・第九条に基づき、所有者Aに対し、当該農地を今津野村野間農事実行組合に賃貸・耕作させるべきことを命令した。小作料額等契約内容については当事者間で協議すること、もし協議が調わない場合でも野間農事実行組合の耕作を容認すべきことを内容としていた。これに違反した場合には国家総動員法による罰則の適用があった。Aはこれに従わざるをえず、一九四三年度は野間農事実行組合が耕作にあつたが、休閑地にしてたことと耕作開始時期が遅れたことから収穫はほとんど皆無であった。契約内容についての協議も行われたが、一九四三年度の小作料を無料にすること以外は両者の主張が合み合わず決まらなかつた。

一九四四年一月二十八日、今津野村役場で当事者を招致し契約内容について協議したが、Aの主張は強硬で、結局協議が調わず、ついに臨時農地等管理令第八条第三項による知事裁定となったのである。問題は、休閑地の「開墾費」をどの程度に見積もり、小作料減額にどの程度反映させるかであった。Aは、「開墾費」を認めず、あくまでも第六条命令の改

訂小作料を主張したのに対し、賃借人は「開墾費」として八四七円（延四二六人、牛一五頭）を主張し、その補償をそれ以後の小作料減額に求めたのである。県技術官の「開墾費」推定見積は、六六五円（この他床締工費二六〇円を加えると九二五円）と、賃借人の主張に近かった。知事は、臨時農地等管理令第八条第三項に基づき、一九四三年度・四四年度一〇割減免、一九四五年度・四六年度五割減免、一九四七年度一・九割減免という裁定を下したのである。賃借人の要求に近い内容であった。⁽¹⁸⁾この裁定で、ようやくこの問題は解決したのである。

以上にみられるように、不在地主Aは非常に強硬な態度をみせた。おそらく全国的にみても稀にみる強硬な対応であったといつていいであろう。小作料統制令第六条からむ訴訟事件はこの広島の場合の他に例がなかったし、第六条命令から臨時農地等管理令第八条の裁定にいたるほどこじれた例も他にはなかった。その意味で異例づくめの事件であった。

三、小作料統制令第六条をめぐる法律問題

一連の裁判での論点は大きく二点あった。一点目は、県知事が今回の第六条命令発動に際して広島県農地委員会の意見を聴かなかつた点である。地主側は、この点を問題にし、小作料統制令第八条の規定による手続を没却したのは手続上の欠陥で、法律上失当であり、引下命令は第八条に抵触した不

適法なものである点を主張した。しかしながら、控訴院・大審院ともこの主張を退けた。大審院は、「該命令ハ瑕疵ヲ帶有スル不適法ノモノタルヲ免レサルモ之カ爲法律上当然無効ノモノト即断シ難ク仍ホ一応其ノ効力ヲ保有スヘキモノト解スルヲ相当トスヘキ」とした。¹⁹⁾しかし、この点については、法曹界でも意見が分かれた。後藤清（元臺北帝大教授）は、行政処分は慎重を期する必要がある、第六条発動に際して第八条の手續は不可欠の要件として極力尊重されるべきであるとしたのに対し、喜多勝（大阪地方裁判所判事）は、道府県農地委員会は単なる通常の諮問機関にすぎないのであり、第八条がこの委員会の意見を聴くことを絶対不可欠の要件として地方長官に強要したとは考えられないとし、控訴院・大審院の判断を支持したのである。²⁰⁾

論点の二点目は、第六条の減額命令が既存の小作契約関係に如何なる影響を及ぼすのかという点である。より一般的には、戦時経済統制法令が私法上の契約関係に如何なる影響を及ぼすのかということであった。²¹⁾控訴院判決は「小作料統制令第六条に依る地方長官の命令は之に依り契約関係を直接変更すべき形成的効力を有するものに非ずして単に右命令を受けたる貸主をして之に従ひ小作料減少等の合意を為すべき小作料統制令上の義務を負担せしむる効果を有するに止まる」とした。このように、第六条の命令が既存の契約関係に形成的効力を及ぼさないというのが、当時の通説的見解（司法省・大審院の立場）であった。大審院の立場がこの通説的なもの

であることがこの判決により、より明瞭となった。これに対し、行政官庁の命令が直接私法上に効力を及ぼし、当事者の合意を待つまでもなく当然契約内容を変更する、つまり第六条命令が既存の小作契約関係を修正変更する私法上の形成的効力を有するという見解が有力に存在した。²²⁾したがって、罰則の適用についても、後者（形成的効力説）の場合には旧小作料を請求すれば、第六条第二項により第三条違反として罰則の適用をうけるが、前者の場合には単に第六条の命令義務違反として罰則の適用をうけることになる。²³⁾

四、おわりに―取締規定から効力規定へ

最後に、小作料統制令第六条の私法上の効力について、その歴史的位置を確認しておきたい。

控訴院判決・大審院判決にみられたように、当時の司法界の主流は小作料統制令第六条の形成的効力説を否定していた。つまり、第六条は、効力規定ではなく単なる取締規定であるとの立場であった。この背景には、戦時期においても、既成の私法秩序を保守し、契約の自由や所有権絶対の原則を守ろうとした司法省（司法官僚）の意向が強く働いていた。たとえば、一九四二年十月に広島市で開催された広島控訴院管内小作調停事務協議会で、第六条に関して広島控訴院が話題になり、松江・松山・岡山・鳥取・山口の各地方裁判所判事が次々と形成的効力説に賛意を示すと、臨席してい

た司法省の若林勇雄民事局事務官がささず第六條は効力規定ではないことをながながと説いた。若林は「小作關係ハ私法關係、契約關係デアリ、私法上ノ契約關係ニ対スル行政官ノ変更形成權ハ法律ノ建前デハ例外的ノモノデアル」ことを強調し、既成の私法秩序を保守しようとする司法省の意向を繰り返し明示した。⁽²⁵⁾ここにみられるように、司法省は、第六條は効力規定ではなく取締規定との立場であつた。広島第六條事件裁判の判決でもみられたように、大審院も同様の立場であつた。したがつて、戦前段階では、第六條については、地方長官による引下命令によつても「契約内容を直ちに變更せしめることは出来ず、罰則によつて地主を強制し、地主の強制された意志を通して契約内容を変更せしめ得るに過ぎない」ということであり、第六條は効力規定ではなく、単なる取締規定であるとされたのである。当時、すでに自由經濟から統制經濟への移行に伴う「取締法規の効力法規化の現象」が説かれ、⁽²⁷⁾少なくとも法曹關係者が効力規定化を主張していたが、保守的姿勢を堅持する司法省（本省の司法官僚）が取締規定の効力規定化への最大の抵抗勢力だったのである。

同様の状況は、一九四四年三月の臨時農地等管理令改正でもみられた。この改正で農地の所有權や賃借權の讓渡契約について地方長官の許可が必要となつたが（七條ノ二）、この立法過程においては、閣議決定の要綱にあつた農地賃借の解除、解約、更新の拒絶も地方長官の許可を要するという点が、所有權を過度に拘束するという理由で、司法省の反対

により、閣議決定に拘らず削除されてしまつたのである。⁽²⁸⁾さらに、この「七條ノ二」の違反も、解釈上は「私法上ノ契約ノ有効無効ニハ關係ナシ」で、ただ罰則の適用があるのみとされたのである。背後には、現状維持の保守的態度をとる司法省の強い意向が存在したのである。⁽³⁰⁾

このような状況は敗戦後一変した。小作料統制令を吸収した農地調整法第一次改正（一九四五年十二月二十八日法律第六十四号）では、小作料の制限規定は、取締規定であるとも効力規定とみなされた。⁽³¹⁾同様に、臨時農地等管理令第五條・七條ノ二も農地調整法（第一次改正）第五條に繼承されたが、農地調整法（第一次改正）第五條は効力規定に改められた。つまり、地方長官（または市町村長）の認可を受けない限り權利の設定・移転自体が有効に成立しない仕組みに改められたのである。取締規定の違反行為は私法上の契約關係に影響を与えないから、当然ながら効力規定が明示されたことで農地統制は一層強化された。⁽³²⁾戦時經濟統制法規における禁止規定には取締規定か効力規定か明示していない場合が多かつたが、戦後は効力規定を明示するものが多くなつたのである。⁽³³⁾

註（一） 小作料統制令については、農林省農務局「小作料統制令に

就いて」一九三九年、戸嶋芳雄「小作料統制令に付いて」『法律時報』一一一、一九四〇年、田辺勝正「時局対策としての小作料統制令」一九四〇年、農地制度資料集成編纂委員會

編『農地制度資料集成』(以下、「集成」とする)第十卷、御茶の水書房、一九七二年を参照。

- (2) 広島県における第四条小作料適正化事業については、拙稿「広島県における小作料統制令の運用実態」(『広島市公文書館紀要』二四、二〇〇一年)を参照。第四条実績と第六条実績についての全国的な分析は、拙稿「小作料統制令の歴史的意義」(『社会経済史学』近刊)と拙稿「小作料統制令第六条の機能と特質」(『歴史と経済(旧土地制度史学)』一七八、二〇〇三年)で行っている。第三条但書実績ならびに戦時期の農地政策については、拙稿「農地問題と農地政策」(戦後日本の食料・農業・農村)第一巻、農林統計協会、近刊を参照。
- (3) 『集成』第十卷、一六二―一六三頁、二四三―二五四頁。
- (4) 以上、前掲拙稿「小作料統制令第六条の機能と特質」に詳しい。
- (5) 言うまでもなく、戦前の広島県行政文書はごく一部を除き残存していない。したがって、県行政文書による補足は出来ない。
- (6) 以下、「小作料統制令第六条第一項に基く命令に関する件 広島県」農林省文書、尾道区裁判所判決、広島地方裁判所判決、大審院判決(『集成』第十卷、二五四―二六九頁に復刻掲載)、「地方長官の減額命令と既存契約に及ぼす効果」(『法律新聞』第四八〇一号(一九四二年十月十日)、「県知事カ具農地委員会ノ意見ヲ聴カスシテ発令シタル小作料減少ノ命令ト其ノ効力」(『法律新聞』第四八二七号(一九四三年二月二十日))による。

- (7) 前掲「小作料統制令第六条第一項に基く命令に関する件 広島県」、『広島県農地改革誌』広島農地部農地課、一九五二年、四〇七頁。

- (8) 前掲拙稿「広島県における小作料統制令の運用実態」を参照。

- (9) これは、調停申立が受理された場合、それと同一の「事件ニ付訴訟ガ繫属スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手続ヲ中止ス」る(小作調停法第九条)という規定による。なお、不同意地主の一人であるCは、訴訟に加わっていない。それまでに、改訂小作料に同意したと思われる。

- (10) 『復命書』(一九四二年二月二十三日付小作官補門馬新三から広島県知事吉永時次宛) (前掲「小作料統制令第六条第一項に基く命令に関する件 広島県」所収)。

- (11) 「時勢にめざめぬ悪地主へ鉄槌 県当局が小作料引下命令発す」(『中国新聞』一九四二年三月八日)。

- (12) 前掲「復命書」。門馬自身の収集した情報や居住地市村当局、警察方面などの観察による、としている。

- (13) 「原告地主が敗訴 尾道区裁判所で判決」(『中国新聞』一九四二年四月九日)。

- (14) 農林省は、第六条発動に際して農林大臣協議を求めている(一九三九年十二月六日農林次官通牒「小作料統制令施行ニ関スル件」)が、本件に関しては、知事は県農地委員会への諮問だけではなく農林大臣との協議も行っていない可能性がある。理由は、①村農地委員長(村長)から知事宛の第六条発動申請が二月十四日であるのに、知事による第六条発動が

二月二十五日とその期間が極端に短いこと(農林大臣協議の時間的余裕がないこと)、②島根の第六条事件(『小作料統制令第六条第一項の適用に関する協議の件』農林省文書)では、知事が県農地委員会の諮問を経ずに農林大臣協議を求めたところ、農林省は県農地委員会の答申を得るよう一度差し戻していること(広島の場合にも県農地委員会の諮問を経ずに農林大臣協議を求めていれば当然差し戻されていたはず)、である。

(15) 「小作料事件二関スル調査ノ件」(一九四二年五月二十日付広島県知事吉永時次から広島地方裁判所第一民事部裁判長判事桑原五郎宛)(前掲『小作料統制令第六条第一項に基く命令に関する件 広島県』)。当時の広島県農地委員会は会長(知事)一人、委員一五人、臨時委員六人の計二二人で、官吏一〇人、民間一二人であった。委員は県内各地から任命されていた(昭和十七年五月十五日広島県農地委員会名簿)『農地委員会開催結果報告四』農林省文書。一般に、道府県農地委員会には学者、官吏、民間人を任命しており、居住地も遠方にわたり招集に日数を要すること、準備にも時間を要すること、予算上の措置の問題もあることから、緊急に開催するのは確かに難しい面があった。なお、一九四二年十月の小作調停事務協議会で鳥取県の各務武雄地方技師は、広島県の事後承認とするやり方を「大胆な遣り方」と批判し、鳥取県では書面審理でやっていると紹介している(『広島控訴院管内第十三回小作調停事務協議会要録』一九四二年、七二頁)。このあたりの対応をどうするかは、道府県に任されていた。

(16) 広島県地方小作官前五三郎は、控訴審判決後、広島県地方小作官を辞した(辞任月日は確定できない)。この手続き上の問題と関係があったのかどうかは不明である。戦後は岡山県農地部長となる。前五三郎については前掲拙稿「広島県における小作料統制令の運用実態」を参照のこと。

(17) 「農地委員会結果報告二関スル件」(一九四三年三月二十二日広島県知事より農林省農政局長宛) 前掲「農地委員会開催結果報告(四)」。

(18) 『集成』第十卷、五六一―五六四頁。

(19) 大審院判決からの引用。なお、判決文からの引用は、『集成』第十卷は誤植が多いため『法律新聞』による。以下同様。

(20) 後藤清「小作料統制令における地方長官の減額命令」『民商法雑誌』一七一―一、一九四三年。

(21) 喜多勝「小作料統制令に基く地方長官の小作料減額命令の効力」『法曹会雑誌』二二―七、一九四三年。

(22) 経済統制法令の形成権については、石田文次郎「契約統制の形態としての形成権」(北村五良編纂『法と裁判』有斐閣、一九四二年)を参照。

(23) 後藤前掲論文、喜多前掲論文、石田前掲論文、高橋武夫「小作料統制令第六条第一項に依る地方長官の為す小作料の減額命令の効力」『法律新聞』第四七九一―号(一九四二年八月二十日)、谷口知平「小作料の統制」(末川博他共著『国防経済法体制』有斐閣、一九四二年)、谷口知平「不動産賃料・価格統制判例総評」(『統制経済』六一―三、一九四三年)など。高橋(広島弁護士会員)は控訴審の被控訴人弁護士であった。

(24) なお、第六条をめぐる法律問題に関連して重要と思われる

点を一点補足しておきたい。小作料統制令第六条第三項は、第六条命令が裁判、裁判上の和解、小作調停には適用されないという規定であった。勿論これは、司法権の行政権からの独立を保障するものであったが、地方小作官たちはこの改正を強く求めていた(たとえば、前掲『広島控訴院管内第十三回小作調停事務協議会要録』五五―五六頁、『大阪控訴院管内第十九回小作調停事務協議会要録』一九四二年、二五頁など)。

大きな理由は、第六条発動に際して、それへの対抗手段として貸主が小作調停の申立を行うという点にあった。実際には奈良県でそれがみられた(『小作料統制令第六条の命令発動の承認に関する件伺 奈良県』農林省文書)。いま一つは、鳥根県でみられたことであるが、第六条発動対象地の中にかつて裁判上の和解となつている地区が存在し、第六条発動が極めてやりにくい(その地区だけを除外すると他の地区との均衡がとれない)、という点であった(前掲『広島控訴院管内第十三回小作調停事務協議会要録』五六頁)。

(25) 前掲『広島控訴院管内第十三回小作調停事務協議会要録』六六―七〇頁。引用は七〇頁。この協議会には、本件の裁判を担当した尾道区裁判所の豊田著寿判事や控訴院判決の桑原五郎判事も出席していた。

(26) 我妻栄・加藤一郎「農地調整法の解説」『法律時報』一八一五、一九四六年、三四頁。

(27) 津曲藏之丞「経済法規違反行為の効力(二)」『法学志林』四一―四八、一九三九年、二六頁。

(28) 加藤一郎「農業生産統制令及び臨時農地等管理令の改正」

『法学協会雑誌』六二―一〇、一九四四年、一〇三四―一〇三六頁、小倉武一「土地立法の史的考察」農業評論社、一九五一年、七六〇―七六一頁。

(29) 『集成』第十卷、六一―四頁。もっとも、「七条ノ二」は、「地方長官ノ許可ヲ受クベシ」としているのみで、効力については何らの規定もない。本文のように単なる取締規定とするのは、司法省(司法省の意を受けた農商省)の方針であった。したがって、「七条ノ二」が取締規定か効力規定かについては意見が分かれた。戦後、臨時農地等管理令第七条ノ二違反行為をめぐる裁判が多く争われたが、下級審・上級審とも基本的には取締規定の解釈をとった。これには、当時、効力規定との立場からの判例批評が多くなされた。たとえば、末川博「臨時農地等管理令第七条ノ二違反の農地売買契約の効力」『民商法雑誌』二九―四、一九五四年、津曲藏之丞「取締規定違反行為の効力」『民商法雑誌』三〇―一、一九五四年、星野英一「最高裁判所判例研究四〇」『法学協会雑誌』七二―一六、一九五六年、など。

(30) もっとも、臨時農地等管理令第八条(耕作放棄地の耕作強制)は、私人間の契約合意とはかわりなく、行政官庁の命令によって特定人の間にまったく新たな契約を成立させるものであり、従来の民法秩序とは明らかに異なる原理を持ち込むものであった(石田前掲論文)。この規定は、司法省からすると「例外的ノモノ」(前掲若林事務官の発言。前掲『広島控訴院管内第十三回小作調停事務協議会要録』七〇頁)に属し

た。

(31) 我妻・加藤前掲論文、三五頁。

(32) 和田正明・橘武夫「新農地法詳解」学陽書房、一九五二年、

五四頁、津曲前掲「取締規定違反行為の効力」。言うまでもな

く、この点は、農地調整法第二次改正（一九四六年十月二十

一日法律第四十二号）、農地法（一九五二年）に引き継がれた。

(33) 津曲藏之丞「経済法規違反行為の効力」（二）（九）「法

学志林」四一七〜四三十四、一九三九年〜一九四一年、津

曲藏之丞『日本統制経済法』日本評論社、一九四二年、津曲

前掲「取締規定違反行為の効力」。

（広島大学経済学部）